

## 大阪府中小法人・個人事業者等に対する一時支援金 F A Q

番号	質問内容	回答内容
概 要 編		
1	府の一時支援金の概要を教えてください。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している事業者等を対象に国が実施する月次支援金に上乗せして府が支給するものです。
2	いくら支給されますか。	中小法人等：50万円 個人事業者等（フリーランス含む）：25万円
3	支給は1回きりですか。	支給は1事業者に対し1回限りです。
4	国の月次支援金について教えてください。	国の月次支援金のコールセンターにお尋ねください。 (0120) 211-240 8:30~19:00（土日、祝日含む全日対応） <a href="https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html">https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html</a>
5	なぜ、この対象なのですか。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、50%以上の売上減少という厳しい状況にある事業者を支援するため、同じ要件である国の月次支援金への上乗せ支給としています。 また、府からの協力金等を受け取っていない事業者を対象に幅広く支援するため、飲食店の時短・休業協力金や大規模施設等協力金の支給対象者、酒類販売事業者への支援金や他の都道府県の月次支援金の上乗せ支援金等の受給者は対象外としています。
6	国の月次支援金と府の一時支援金の違いは何ですか。	府の一時支援金は、国の月次支援金受給者に対して上乗せ支給を行うものであり、国の月次支援金の受給を前提にしておりません。 また国の月次支援金とは異なり、府の一時支援金の支給は1回限りです。

対 象 編		
1	どのような事業者が対象となりますか。	<p>1. 国の月次支援金の給付要件を満たしており受給していること (対象月：令和3年4月から同年8月分までのいずれかひと月) ※国の月次支援金が申請中でも、府の一時支援金を申請することは可能。</p> <p>2. 中小法人等は府内に主たる事業所が、個人事業者等は府内に住所があること (主たる事業所・住所とは、原則として法人税・所得税の確定申告書記載の納税地)</p> <p>3. 事業の継続・再起(廃業の場合)に向けた取組みを行っている、又は、その意思があること</p> <p>4. 他都道府県が実施している府の一時支援金と同種の支援金(令和3年4月から同年8月分までのいずれかの月を対象とするもの)を受給していないこと</p> <p>5. 大阪府酒類販売事業者支援金又は他都道府県が実施している酒類販売事業者に対する支援金の令和3年4月から同年8月分を一度も受給していないこと</p> <p>6. 国の月次支援金の対象月と同時期に以下の支給(給付)対象者でないこと ・大阪府の飲食店等に対する営業時間短縮等協力金、大規模施設等協力金 ・他都道府県が実施している飲食店等に対する休業・時短営業要請に係る協力金、大規模施設及び当該施設のテナント事業者を対象とした休業・時短営業要請に係る協力金 ※上記協力金は、店舗単位での支給であり、この一時支援金は事業者単位の支給となるため、協力金対象店舗を1店舗でも有している場合は対象外。 ※都道府県の休業・時短営業要請を遵守していない場合、協力金の支給対象者から除外されるが、「支給対象者でない」との理由でこの一時支援金の要件を満たしたことはない。</p>
2	「中小法人等」とは何ですか。	<p>資本金の額又は出資の総額(※1)が10億円未満であるか、又は資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は常時使用する従業員(※2)の数が2,000人以下である法人を指します。 ただし、公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届け出義務のある者、政治団体、宗教法人は支給対象外です。 ※1「基本金」を有する法人は「基本金の額」と、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。 ※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。 (パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文を基に個別判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。)</p>
3	NPO法人は対象になりますか。	国の月次支援金を受給していれば、対象となります。
4	協同組合は対象になりますか。	国の月次支援金を受給していれば、対象となります。
5	「個人事業者等」とは何ですか。	主たる収入を事業所得として確定申告した個人、及び雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を雑所得・給与所得として確定申告した個人を指します。(フリーランスも含まれます。)

6	「主たる事業所」「住所」とは何ですか。	原則、法人税・所得税の納税地(法人税確定申告書別表一の納税地、又は所得税確定申告書A・B第一表の住所)となります。なお、確定申告を行っていない場合の必要書類等については、FAQ申請編13、14の回答をご参照ください。
7	原則法人税・所得税の納税地を大阪府内に有することが支給要件となっていますが、府民税や事業税では対象になりませんか。対象外の場合その理由を教えてください。	対象となりません。全国の都道府県のうち、どこに主たる事業所又は住所を置いているかを判断するに際して、法人税・所得税の納税地を基準としたものです。なお、法人税や所得税の確定申告義務のない事業者については、FAQ申請編14の回答をご参照ください。
8	本社が府外にある事業者も、府内に店舗があれば対象になりますか。	国の月次支援金の対象月末日において、主たる事業所(納税地)が府内にある場合は対象となります。店舗だけでは対象となりません。
9	事務所が府外にある個人事業者等でも、府内に居住していれば対象になりますか。	個人事業者等は、国の月次支援金の対象月末日において、所得税の納税地が府内であれば対象となります。また、他の都道府県が実施する同様の支援金を受給していないことも対象要件となります。
10	府内に事業所(店舗)が複数ある場合は、事業所(店舗)単位で受給できますか。	受給できません。府の一時支援金は事業所(店舗)単位ではなく、事業者単位での支給となります。
11	対象月に府外で国の月次支援金を受給し、現在、本社(住所)が大阪府内にある場合は対象となりますか。	府の一時支援金は本社(住所)ではなく、主たる事業所・住所(納税地)を基準としています。国の月次支援金の対象月末日における、主たる事業所・住所(納税地)が府外であれば、対象外となります。
12	対象月に府内で国の月次支援金を受給し、現在、本社(住所)が大阪府外にある場合は対象となりますか。	府の一時支援金は、本社(住所)ではなく、主たる事業所・住所(納税地)を基準としています。国の月次支援金の対象月末日において、主たる事業所・住所(納税地)が府内であれば対象となります。また、これまでに、他の都道府県が実施する同様の支援金を受給していないことも受給要件となります。
13	国の月次支援金の申請資格はありますが、申請をしていない場合は対象となりますか。	対象となりません。府の一時支援金では、速やかな支給審査のため、府は独自に売上減少の計算を行いません。したがって、国の月次支援金を受給していること(申請中を含む)が要件となります。

14	営業時間短縮等協力金（大規模施設等協力金）を受給していますが、この一時支援金の受給対象となりますか。	国の月次支援金の対象月に営業時間短縮協力金（大規模施設等協力金）の支給対象者となっている場合には、対象になりません。
15	営業時間短縮等協力金（大規模施設等協力金）の対象となる店舗と対象でない店舗の両方を有していますが、この一時支援金の支給対象になりますか。	対象になりません。 府の一時支援金は、事業者単位での支給であるため、国の月次支援金の対象月において、営業時間短縮等協力金などの対象店舗を1つでも有している場合には対象外となります。
16	営業時間短縮等協力金（大規模施設等協力金）の対象とならない店舗を複数所有していますが、店舗単位で一時支援金を受給できますか。	店舗ごとの申請はできません。 府の一時支援金は事業所（店舗）単位ではなく、事業者単位での支給となります。
17	飲食業ですが、対象月において、営業時間短縮協力金（大規模施設等協力金）を受給できないため、国の月次支援金を受給しましたが、この一時支援金は受給できますか。	受給できます。 対象月の国の月次支援金を受給（申請中も含む）しており、通常の営業時間が昼間だけであるなど、営業時間短縮等協力金などの支給対象でない飲食店は、府の一時支援金の受給対象となります。 ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請（飲食店への休業・時短営業や施設の利用制限、催物の開催制限等）に応じなかった場合には支給対象外となります。
18	酒類販売事業者支援金を受給していますが、この一時支援金の受給対象となりますか。	酒類販売事業者支援金は、府の一時支援金と同種のものであるため、令和3年4月から同年8月分を一度でも受給している事業者の併給は認めておりません。
19	酒類販売事業者支援金の対象ではありませんが受給していません。この一時支援金の受給対象になりますか。	対象月の国の月次支援金を受給（申請中も含む）している場合は対象となります。
20	対象月において、他の自治体（都道府県）が実施する同様の支援金を受給していますが、この一時支援金は受給できますか。	対象になりません。 令和3年4月から同年8月分までのいずれかの月を対象とする、他の都道府県が実施する同様の支援金を受給している事業者の併給は認めておりません。

21	府内市町村が実施する国の月次支援金への上乗せ支援金を受給していますが、この一時支援金は受給できますか。	受給できます。 【参考】 府内市町村で国の月次支援金の上乗せ支援金制度を実施している自治体：岸和田市、摂津市 (受付終了している自治体：吹田市、豊中市、高槻市、枚方市、河南町) (令和3年11月1日時点)
22	大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金を受給していますが、この一時支援金は受給できますか。	受給できます。 ただし、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金も営業時間短縮等協力金と同様に飲食店等を対象としています。 別途、営業時間短縮等協力金(大規模施設等協力金)の支給対象である場合には、府の一時支援金の対象外となるのでご注意ください。
23	公共交通事業者が行う感染拡大防止のための取組み等に対する補助金(名称未定)を申請する予定ですが、この一時支援金は受給できますか。	受給できます。
24	なぜ、国の月次支援金の9月分の給付は対象にならないのですか。	限られた財源のなか、速やかに支援するため、対象月を4月～8月に限定しています。
25	国の月次支援金を受給した後に廃業しましたが、この一時支援金の対象となりますか。 (例：国の月次支援金を5月に受給後、9月に廃業)	対象となります。 ただし、事業の継続・再起に向けた取組みを行っていること又はその意思があることが要件となります。 また、法人が消滅している場合、個人が死亡している場合は申請できませんのでご注意ください。
26	事業の継続・再起の意思は申請時に何を提出すればいいですか。	「誓約・同意書」による確認になります。(「申請要件を全て満たしています。」の項目に該当します。)
27	廃業を予定している場合でも、対象となりますか。	対象となります。 ただし、事業の継続・再起に向けた取組みを行っていること又はその意思があることが要件となります。
28	事業を引き継いだ場合、国の月次支援金の受給者とこの一時支援金の申請者が別人となりますが、支給対象となりますか。	対象となりません。 国の月次支援金の受給を要件としているため、月次支援金の受給者と府の一時支援金の申請者は同一である必要があります。
29	個人事業者で、国の月次支援金は受給しましたが、この一時支援金の申請時期には、既に事業を他人に譲渡していました。このような状態でも支給対象となりますか。	他人に事業を譲渡した場合であっても、事業の継続・再起に向けた取組みを行っているか、又はその意思があれば、対象となります。

30	法人で、国の月次支援金は受給しましたが、この一時支援金の申請時期には、既に事業を他人に譲渡していました。このような状態でも支給対象となりますか。	他人に事業を譲渡した場合であっても、月次支援金を受給した法人として存続している限り申請は可能です。
----	--	---

申 請 編		
1	申請はいつから受け付けますか。	11月5日（金）から受付開始です。
2	申請期間はいつからいつまでですか。	11月5日（金）～12月24日（金）までとなります。 ・オンライン申請の場合、12月24日（金）午後11時59分までに申請を完了（申請データの送信を完了）してください。 ・郵送申請の場合、11月5日（金）～12月24日（金）までの消印が有効です。
3	申請方法を教えてください。	オンラインでの申請となります。 大阪府ホームページ内の「大阪府行政オンラインシステム」を利用して申請してください。 オンラインでの申請が困難な場合には、郵送での申請も可能ですが、オンライン申請よりも支給までに時間を要する場合があります。
4	郵送の場合、申請書類はどこで入手できますか。	11月5日（金）より順次、府民お問い合わせセンター情報プラザ、府内商工会議所・商工会、市役所（区役所）又は町村役場等に配架します。最新の配架場所（所在地）・時間を大阪府ホームページに掲載いたしますので、併せてご確認ください。 なお、申請書類等は、大阪府のホームページからダウンロードできます。 大阪府中小法人・個人事業者等に対する一時支援金HP <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/ichiji/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/ichiji/index.html</a>
5	国の月次支援金の給付申請を行ったが、府に対しても別途申請する必要がありますか。	申請する必要があります。 国の月次支援金と府の一時支援金は別制度であるため、それぞれ別に申請が必要です。
6	申請書類を持参したいが、受付場所はどこですか。	持参による申請はできません。 オンラインでの申請が困難な場合には、郵送により申請することができます。（レターパックライトで送付してください。）

7	申請に必要な書類を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・誓約・同意書</li> <li>・国の「月次支援金の振込みのお知らせ」はがき（給付通知書）の写し</li> <li>・振込先確認書類（通帳等）の写し</li> <li>・確定申告書類（国の月次支援金申請時に使用した直近のもの）の写し</li> <li>・本人確認書類の写し（個人事業者等の場合のみ）</li> </ul> <p>※その他、必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められることがあります。</p>
8	本人確認書類の写し（個人事業者等の場合のみ）は、どのようなものがありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証（表・裏両面、日本国発行限定）</li> <li>・運転免許経歴証明書</li> <li>・各種健康保険証（表・裏両面、現住所の記載があるもののみ受付可能、記号・番号・保険者番号は該当箇所を必ず塗りつぶしてください）</li> <li>・特別永住者証明書・在留カード（表・裏両面）</li> <li>・外国人登録証明書</li> <li>・写真付き住民基本台帳カード（表面のみ）</li> <li>・マイナンバーカード（表面のみ、マイナンバーは必ず塗り潰してください）</li> </ul>
9	「月次支援金の振込みのお知らせ」はがき（給付通知書）を紛失した場合は、どうしたらいいですか。	「月次支援金のマイページの写し」及び「月次支援金の入金を確認できる通帳又は電子明細のページの写し」の両方を提出してください。
10	国の月次支援金をの振込みはあったが、「月次支援金の振込みのお知らせ」はがき（給付通知書）が届いていない場合はどうしたらいいですか。	「月次支援金のマイページの写し」及び「月次支援金の入金を確認できる通帳又は電子明細のページの写し」の両方を提出して頂き、「月次支援金の振込みのお知らせ」はがき（給付通知書）が到着しましたら、速やかに府の一時支援金のコールセンターにご連絡ください。府の一時支援金コールセンター TEL 06-6654-3314/06-6654-3376
11	府の一時支援金の申請書に記載の申請者名と通帳に記載されている口座名義が異なってもいいですか。	振込口座の名義は、申請者本人の名義に限ります。代理受領はできません。
12	国の月次支援金申請時の口座（「月次支援金の振込みのお知らせ」はがきに記載の口座）と異なる口座で申請できますか。	申請できません。 申請者本人の口座であれば、国の月次支援金受給時の口座から変更しても構いません。



13	初回の確定申告を迎えていないため、対象月の国の月次支援金の申請時に確定申告書類を提出していません。代わりになる書類はありませんか。	次の書類の提出が必要です。 【中小法人等】 法人設立届出書の写し 【個人事業者等】（国の月次支援金申請時の使用書類を提出してください。） 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
14	確定申告義務がなかったため、対象月の国の月次支援金の申請時に確定申告書類を提出していません。代わりになる書類はありませんか。	次の書類の提出が必要です。 【中小法人等】 連結子法人：連結法人税の個別帰属額等の届出書の写し NPO法人等：商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し 【個人事業者等】（国の月次支援金申請時の使用書類を提出してください。） 令和3年度分の住民税の申告書類の控えの写し
15	対象月に府内に移転しましたが、確定申告書の記載住所が府外の場合はどうしたらいいですか。	税務署に提出した納税地の変更が確認できる次の書類の提出が必要です。 ・中小法人等の場合：異動届出書の写し ・個人事業者等の場合：所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書の写し  ※異動届出書の場合は、異動年月日が、所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書の場合は、税務署受付日が、対象月の末日以前になっている必要があります。
16	視覚や手指等に障がいがあり、宣約・同意書等の自署の署名が必要な申請書類に、自署の署名ができない場合はどうすればいいですか。	「〇〇 〇〇（代筆：△△ △△）」のように、自身のお名前に加えて代筆者名と代筆である旨を記載した上で、自身の身体障がい者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）のコピーを申請時に提出してください。
17	この一時支援金を誤って申請した場合、どうすればいいですか。	府の一時支援金のコールセンターに連絡してください。 TEL 06-6654-3314/06-6654-3376

**支 給 編**

1	支給（不支給）通知はありますか。	支給を決定した時は、「フ．イチジエンキンジウムキヨク」より、申請いただいた金融機関口座への振込みをもって支給決定の通知とします。 不支給を決定した時は、オンライン申請の方には「大阪府行政オンラインシステム」により通知し、郵送申請の方には郵送にて通知します。
2	申請からどのくらいの期間で支給されますか。	審査完了後、順次支給となります。オンライン申請の場合、申請書類等に不備がなければ、受付後、原則2～3週間程度で申請口座に振込みを行う予定です。
3	この一時支援金を誤って受給した場合、どうすればいいですか。	府の一時支援金のコールセンターに連絡してください。 Tel 06-6654-3314/06-6654-3376

そ の 他

1	この一時支援金は課税対象ですか。確定申告は必要ですか。	課税対象になります。 所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要があります。確定申告の際には、必ず申告してください。 詳しくは、税務署、国税庁にお問い合わせをお願いします。
2	一時支援金は会計上どのように処理すべきですか。	どの勘定科目に計上すべきかなど、会計上の処理については、税理士等にご相談ください。
3	この一時支援金の額の算定根拠は何ですか。	昨年実施した、休業要請外支援金のうち、府内に1事業所のみを有する場合の金額を参考にしたものです。 (中小法人50万円、個人事業主25万円)
4	なぜこの時期に募集するのですか。	長引く経済活動への自粛要請の影響が深刻さを増したことから、事業継続等の一助となるよう幅広く支援を行うものです。
5	売上の減少率が50%未満の中小法人等に対する支援はありませんか。	内閣官房のHPにて「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」が掲載されておりご確認いただくことができます。 <a href="https://corona.go.jp/action/">https://corona.go.jp/action/</a> また、公益財団法人大阪産業局の「大阪府よろず支援拠点」にてご相談（予約制・06-4708-7045）していただく制度もあります。